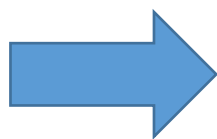


高額療養費の「申請手続の簡素化」のご案内

(～これまで)

申請書に医療機関の領収書の写しを添付し、該当月ごとに申請手続が必要



(～簡素化手続後)

手続以降に支給の該当になった場合、登録口座へ自動で支給

これまで、診療月ごとに保険課へ高額療養費支給申請書を提出する必要がありましたが、手続の簡素化（以下、「簡素化」という。）の申請書（国民健康保険高額療養費支給申請書兼承諾書）を提出することにより、高額療養費の支給申請が次回以降不要となります。※簡素化手続後には、市からの「高額療養費の支給申請手続について」を含む申請書の送付もなくなります。

簡素化の手続を行うには・・・

高額療養費の支給の対象者には簡素化対応の「高額療養費支給申請書」をお送りいたしますので、保険課もしくは、各支所市民地域課へご提出ください。（提出は初回のみ）郵送での申請の場合は、次の書類の写しを同封し、保険課へご送付ください。必要書類は以下のとおりです。

- 国民健康保険高額療養費支給申請書兼承諾書（申請手続簡素化該当世帯用）
 - 本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード等）
 - 振込先口座がわかるもの（通帳等） ←コピーを取りますので必ずお持ちください
- ※振込先が世帯主と異なり、申請を別世帯の方が行う場合は、申請行為の委任状が必要になります。必要な方は保険課までご連絡ください。
※従来の医療機関の領収書等の添付は不要となります。

申請後の高額療養費の支給について

簡素化を申請した後に、高額療養費の支給に該当がある場合、高額療養費の支給が自動的に決定され、登録した口座に振り込みになります。（自動償還）
振込前に「高額療養費支給決定通知書」を送付いたしますので、支給金額や支給期日、受取人の確認をお願いいたします。

簡素化が停止になる場合について

次のような場合は、簡素化が自動的に停止となり、簡素化非対応の「高額療養費の支給申請書」を送付いたしますので、市役所へご提出ください。

裏面あり

- 世帯に国民健康保険の被保険者がいなくなった場合
- 世帯主が変更又は死亡した場合
- 世帯主から手続の簡素化の停止の申出があった場合
- 指定された金融機関の口座へ高額療養費の振込ができない場合
- 国民健康保険税の滞納が生じた場合
- 上記のほか申請の内容に偽り、その他不正があった場合

自動振込停止後、簡素化要件に該当した場合は、次回支給該当の際に、簡素化用の申請書を郵送いたしますので、ご提出ください。また、簡素化の停止や振込先口座の変更を希望される場合は、保険課までご連絡ください。申請書をお送りいたしますので変更事項を記載（中止や振り込み先口座の変更等）して提出をしてください。

簡素化時の注意点について

以下の場合については、高額療養費の支給ができないことがあります、市への事前の申出が必要となります。速やかに保険課へご連絡をお願いいたします。

- 医療機関等への一部負担金に未納がある場合
- 無料低額診療事業を利用した場合
- 一部負担金が免除となっている受診の場合
- 通勤途中、仕事上の負傷及び第三者の行為によるけが等での受診の場合

その他注意事項について

○振込先口座は、1世帯につき、1口座のみ設定が可能です。

※高額療養費の対象となった被保険者に応じて振込口座の分割及び月ごとの変更はできません。

○振込口座を変更される場合は、申請書（変更）の提出が必要です。保険課までご連絡をお願いいたします。

○支給金額に差額が生じた場合は、次回の支給分で金額の調整もしくは、市への返還請求を行うことがありますので、ご承知ください。

○市において年間の全ての外来診療に係る診療額を把握している場合は、高額療養費の外来年間合算(70歳以上の一般区分で該当した方のみ)の申請も不要となります。

○簡素化の対象とならない世帯には、従来の申請書を送付します。

※令和5年12月以前に申請案内を送付している高額療養費については、簡素化の対象となりません。従来どおり、申請書に領収書を添付して保険課へ提出してください。

※75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度において、高額療養費支給申請書の提出が必要です。（自動移行はされません。）

【問い合わせ先】

甲斐市役所 保険課 国民健康保険給付係
電話 055-278-1665（直通）